

第2次南丹市教育振興基本計画

改定版

【 令和6年度 ▶ 令和10年度 】



南丹市教育委員会

令和6年3月



計画策定の趣旨

南丹市教育委員会では、平成30年『第2次南丹市総合振興計画』の策定を受けて、『教育基本法』に基づき、平成30年～令和9年の10年間を計画期間とする『第2次南丹市教育振興基本計画』を策定し、本市の教育を推進してきました。

当初、5年目に中間見直しをする予定でしたが、本計画の策定後、新型コロナウイルスの感染拡大やGIGAスクール構想の早期導入など、教育分野に大きな影響、変化があったことから、中間見直しを延期していました。

国の基本方針である『第4期教育振興基本計画』が令和5年に閣議決定されたことを受け、『第2次南丹市教育振興基本計画』と『第4期教育振興基本計画』との整合性など見直しを図り、令和6年、『第2次南丹市教育振興基本計画』を改訂します。

現行計画の成果を引き継ぎ、これまでの取組の方向性を継承しながら、教育を取り巻く環境の変化によって明らかになった課題に対応できるよう、これからの社会を見据えた新たな「南丹市教育振興基本計画」として策定いたします。

計画の位置付け

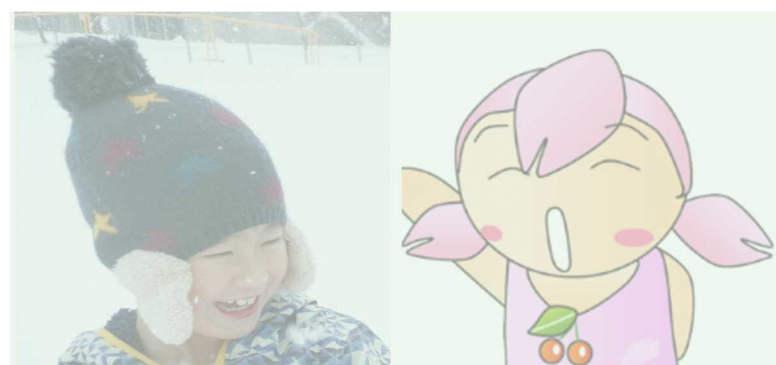
- ① 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。
- ② 『第2次南丹市総合振興計画』（平成30年～令和9年）の部門別計画とします。
- ③ 本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画として、広く市民に周知し、教育行政に対する市民の理解を深めます。
- ④ 本計画の着実な実現を図るため、毎年度進捗状況の把握・評価を行い、重点課題を整理した上で、実践の方向性を『南丹市教育の指針』として、具体化を図ります。

計画の期間と範囲

本計画の期間は、当初、平成30年から令和9年までの10年間としていました。しかし、次期計画となる『第3次南丹市教育振興基本計画』は、令和10年に策定される、国の『第5期教育振興基本計画』並びに南丹市の『第3次総合振興計画』の内容を踏まえた上で策定するため、現行計画の期間を令和10年までとし1年間延長します。

なお、本計画は、南丹市教育委員会の所管する施策や事業を計画の対象範囲とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
国	第3期教育振興基本計画（5年間）					第4期教育振興基本計画（5年間）						
京都府				第2期 京都府教育振興プラン（R3 ～ R12 10年間）								
南丹市	第2次南丹市総合基本計画（10年間）											
南丹市 教育 委員会	第2次南丹市教育振興基本計画 当初期間（H30 ～ R9 10年間）											
						 中間見直し	新改訂期間（R6 ～ R10 5年間）					





南丹市の目指す市民像と教育の基本理念

南丹市の目指す市民像

人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い「ふるさと南丹市」を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、共に生きようとする市民

南丹市は、目指す市民像を実現するために、地域社会総がかりで子どもたちを育ていく地域コミュニティを充実させ、「社会に関かれた教育課程」及び「ひとつづくり、つながりづくり、地域づくりに向けた生涯学習」の実現を目指しています。

そのためには、南丹市の子ども達が、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むこと。誰一人取り残されることなく、多様なニーズに的確に応えた教育を受けること。そして、学びや交流を通して、「ふるさと南丹市」を愛する心が熟成されること。これらを通じて、未来に向かってたくましく生きる力を付ける教育が必要になります。

この教育の実現のため、「子どもありきの教育」と「すべての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する教育」を目指す教育行政に努め、3つの基本方針と9つの基本施策で「受けたい教育がある南丹市」を推進します。

南丹市教育の基本方針と基本施策

基本方針1 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

持続可能な社会を築くためには、学び続ける人材の育成が不可欠であり、継続的な学習を通じて、社会的な課題に対する洞察を深め、解決策を模索できる能力が培われます。生涯にわたり学習する基盤が子どもたちに培われるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育み、子どもたちが夢と希望をもって成長できる教育環境づくりを目指します。

基本施策1 確かな学力の定着と個々の能力を伸ばす教育の推進

基本施策2 豊かな人間性の育成と規範意識の醸成

基本施策3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実

基本方針2 社会の変化や要望に対応した教育環境の充実

子どもたちが喜びや生きがいを感じられる社会を実現するためには、誰一人取り残されず、自分の可能性が引き出される個別最適な学びを教育活動に取り入れていく必要があります。個別の教育的ニーズのある子どもたちに応じて、質の高い教育を受けることができる教育環境を保障し、多様なニーズに的確に応える学びの場と適切な支援環境を整備します。

基本施策4 個別の教育的ニーズに対応する教育機会の確保と支援環境の整備

基本施策5 乳幼児期の教育・保育の質の向上

基本施策6 学びを支える教育環境・教育体制の整備

基本方針3 地域の教育力の向上とふるさとを愛する心の醸成

学校・家庭・地域が連携・協働して目指す子ども像や地域の在り方を共有し、次世代を担う子どもたちの「ふるさと南丹市」を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を地域総がかりで育成します。また、市民一人ひとりが、いきいきと学び続けることができる生涯学習社会の構築をめざし、互いにつながり合い、豊かに生きるために必要な学習機会の充実や文化活動の推進を図ります。

基本施策7 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

基本施策8 生涯学習の支援と社会教育の推進

基本施策9 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

